

産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会（第8回）

-議事録-

日時：令和4年5月27日（金曜日）8時00分～8時42分

場所：WEB会議形式

出席者：

<委員>

横山分科会長、新井委員、伊藤委員、岩本委員、内山委員、大谷委員、小川委員、河嶋委員、倉淵委員、近藤委員、島田委員、首藤委員、白坂委員、菅原委員、曾我委員、竹内委員、三上委員、若尾委員

<経済産業省>

太田技術総括・保安審議官、苗村大臣官房審議官（産業保安担当）、正田保安課長、佐藤高压ガス保安室長、岡本ガス安全室長、田上電力安全課長 他

議事：産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会の審議会資料の訂正について

◇ 正田 保安課長

それでは、ただいまから、産業構造審議会第8回保安・消費生活用製品安全分科会を開催いたします。本日は御多用の中、早朝の開催にもかかわらず、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、開会にあたり、事務局を代表して、技術総括・保安審議官の太田から御挨拶を申し上げます。

◇ 太田 技術総括・保安審議官

はい、技術総括・保安審議官の太田でございます。おはようございます。

今通常国会において、私どもの法案につきまして、国会で御審議いただく過程で、法案策定の前提となる審議会資料に誤りがあったことが確認されて、国会での審議に多大なる御迷惑をおかけしてございます。また、委員・オブザーバーの皆様をはじめ、関係者の皆様にも多大なる御迷惑をおかけしていること、担当部局の長としてお詫び申し上げます。

本分科会においても、昨年、誤った資料をもとに御審議いただいてしまったことを踏まえ、今回、修正された資料により、改めて審議会を開催し、再度お諮りする次第です。委員の皆様におかれましては、このようなタイトなスケジュールの中で、本審議会に御出席いただいたこと、心より御礼申し上げます。

なお、同様に誤りのあった資料が審議会資料として配付された産業保安基本制度小委員会と高压ガス小委員会については、昨日、書面により開催をいたしました。書面開催の結果については、後ほど両委員会の委員長から御報告をいただきます。

本分科会におきましても、皆様からは是非とも忌憚のない御意見を賜りたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

◇ 正田 保安課長

ここからの議事進行につきましては、横山分科会長にお願いいたします。

◇ 横山 分科会長

はい。本分科会の会長を仰せつかっております横山でございます。

この度、皆様に、急遽、朝早くからお集まりいただき、分科会を開催した趣旨は、今般、昨年の審議会資料に誤りがあることが判明いたしましたため、この修正された資料を前提としても、本分科会における昨年12月の報告書の結論に変更はないか否かを御審議いただくこととさせていただきます。

本日も、効率的に会議を進めていきたいと思っておりますので、御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

まず、事務局から、会議定足数の報告、議事の扱いの確認をよろしくお願いいたします。

◇ 正田 保安課長

はい。本日は委員19名中御本人18名の御出席をいただいております。小委員会の定足数、過半数に達しております。また、オブザーバーとして、委員名簿にございます各団体の皆様方にも御参加いただいております。

議事の扱いについてでございますが、本日の分科会は希望者傍聴により執り行われます。また、議事録につきましては、委員の方々の御確認をいただいた上で、ホームページ上に公開することとさせていただきます。

以上です。横山分科会長、よろしくお願いいたします。

◇ 横山 分科会長

はい、ありがとうございます。それでは、さっそく議事に入りたいと思います。

まず、審議会資料の誤りの具体的内容について、事務局より御説明をよろしくお願いいたします。

◇ 正田 保安課長

この度は、事務局の不手際により、委員の皆様方にお時間をいただくことになりましたことに、改めて、心からお詫び申し上げます。太田からも申し上げましたが、安全に関わる規制の在り方を議論するに際して、審議会の資料に誤りがあったことについて、深く反省しております。大変申し訳ございませんでした。

本日の資料に基づきまして、審議会資料の誤りについて、御説明申し上げます。

資料1の「産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会の審議会資料の訂正について」を御覧ください。昨年12月17日の分科会に事務局から提出した資料、「資料2 高圧ガス分野における新たな制度的措置（認定制度）の認定審査手続の具体的あり方について」の10ページ及び11ページにおきまして、大きく2点の誤りがございました。

まず、1点目でございますが、本日の資料1-1をご覧ください。「高圧ガス保安法の認定事業所の法令違反」に関しまして、83認定事業所のうち、直近10年で累積24件の高圧ガス保安法の違反があったという記述がございますが、これに関しまして、資料1-1の2ページにあります

とおり、まず、法令違反を犯した事業所を計上すべき年限を誤ったものが3件ございました。具体的には、2ページ目の通し番号3のコスモ石油四日市製油所、通し番号4の同社千葉製油所及び通し番号8のJX日鉱日石エネルギー水島製油所B工場の3件になります。

また、通し番号20番におきまして、JXTGエネルギー和歌山製油所を直近10年で法令違反を犯した認定事業所として計上しておりましたが、当該事業所では法令違反はございませんでした。他方、その下のJSR四日市工場について、本来、これを法令違反を犯した事業所として計上すべきところ、計上しておりませんでした。

なお、直近10年間で法令違反を犯した認定事業所が累積24件であるという点については変更がございません。

これらの修正を反映した正しい資料が、資料1-1の3ページとなります。

なお、5ページ及び6ページは、昨年12月17日の分科会資料ではありませんが、3ページ目までが事業所単位で、法令違反について集計したものであるのに対して、ここでは、法令違反件数で見た場合の件数を示させていただいております。これは、あくまで今回の補足の説明資料になります。特に、6ページでは、これに関し、法令違反の状況を踏まえ、2015年に認定要件を強化し対応したこと、及びその後の法令違反の状況を踏まえ、今般の制度改正でも更に認定要件を強化すること、また、今回テクノロジー要件を課す中で、保安情報のデジタル化等が進み、事業所における改ざん防止やチェックが働きやすくなることを見込まれることを記載させていただいております。

審議会資料の訂正の2点目ですが、7ページの資料1-2をご覧ください。高圧ガス保安法における重大事故が過去10年間で何件発生したかという点につきまして、その件数推移を示した棒グラフの作図で誤りがございました。具体的には、過去10年で44件という点に変更はなく、リード文に変更はないものの、その下の棒グラフの作図において、2011年から2013年までの件数が7ページの点線にありますとおり、誤りがございました。

大変申し訳ございませんでした。

事務局からの御説明は、以上となります。

◇ 横山 分科会長

はい、正田課長、どうもありがとうございました。

本分科会の開催に先立ちまして、昨日、産業保安基本制度小委員会と高圧ガス小委員会を開催しておりますので、それらの議事の概要につきまして、各小委員長の方から御報告をいただきたいと思っております。まず、産業保安基本制度小委員会の若尾委員長、よろしく願いいたします。

◇ 若尾 委員長

産業保安基本制度小委員会の委員長をしております早稲田大学の若尾です。今回の件に関し、産業保安基本制度小委員会で改めて審議を行った結果について御報告したいと思います。

今回の審議会の資料等の誤りを前提とした場合に、産業保安基本制度小委員会報告書の結論に変更がないかについて、昨日5月26日付けで改めて、産業保安基本制度小委員会の書面審議を開催しましたところ、本日の資料2-1「産業保安基本制度小委員会 議事概要」に添付されておりますとおり、各委員の判断に変更はなく、小委員会としての結論にも変更はないこととなりました。

その際、委員からございました御意見等につきましては、詳細は、資料2-1を御参照いただきたいと思いますと思いますが、その概要について、御紹介します。

配布資料の一部に誤りがあったことについては残念だが、修正内容は本小委員会第8回会合までの議論に影響を及ぼすようなものではなく、小委員会の結論を変更する必要はない。

審議会資料の検証が不足していたことは遺憾だが、保安人材の枯渇等への危機感を共通認識とした、報告書の結論に変更はないと考える。

こういった御意見がございました。

産業保安基本制度小委員会としての報告は、以上です。

◇ 横山 分科会長

はい、若尾委員長、どうもありがとうございました。

続きまして、高圧ガス小委員会の小川委員長、よろしく願いいたします。

◇ 小川 委員長

はい、高圧ガス小委員会委員長の小川です。第21回高圧ガス小委員会において報告事項として扱った議事について、改めて、昨日5月26日に、高圧ガス小委員会を書面の形で開催し、第21回高圧ガス小委員会で用いた審議会資料の訂正について、確認を行いました。その結果について御報告いたします。

本日の資料2-2、高圧ガス小委員会の議事概要に、委員からの御意見の全文が示されておりますが、まとめますと、今回の訂正を前提としても、小委員会において報告された内容について結論を変更する必要はなく、本分科会の報告書の結論も変更する必要はないという意見を頂戴いたしました。

詳細は、資料2-2を御参照いただきたいと思いますと思いますが、今回のような誤りを防止するという観点で、審議会の事務局のデジタル化を求める御意見がありました。また、今後の制度設計に当たっては、何よりも安全を守るという点を優先し、その制度が安全の確保及び向上につながることに ついて、全ての関係者が確信し、納得して進めることを期待する、という御意見もありました。

以上、高圧ガス小委員会からの報告です。

◇ 横山 分科会長

はい、小川委員長、どうもありがとうございました。

以上を踏まえまして、本分科会の討議を行いたいと思いますが、まず、本日欠席されておられます田村委員から、事前に御意見を頂戴しておりますので、事務局より紹介させていただきます。正田課長、どうぞよろしく願いいたします。

◇ 正田 保安課長

はい。田村委員より、以下のような御意見を賜っておりますので、紹介させていただきます。

今回の資料の訂正があっても、分科会の結論に変更はないということで問題ないと思う。今後は、資料のチェックがしっかりできるよう、例えば、今回の資料の7ページの棒グラフの資料誤りでも、棒グラフの上に数字を入れることをルール化するなど、ミスが減るよう、対策をしっかり考えていく必要がある。

以上になります。

◇ 横山 分科会長

はい、正田課長、どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様から、御意見をいただきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

挙手機能を使っただけですと、私の方から御指名をいたします。もし挙手機能がうまくいかない時には、声を上げていただければ私の方から御指名いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それではさっそく、新井委員、どうぞよろしくお願いいたします。

◇ 新井 委員

はい。ありがとうございます。結論に問題がなかったということは本当に幸いだと思います。ただ、今般のこのミスというものに対して、これは非常に軽度なものであったから良かったのですが、これがもっと重大なミスである可能性もあったわけです。そういう意味から言うと、その再発防止という観点からのお話が全くないというのは、非常に違和感を覚えます。以上です。

◇ 横山 分科会長

はい、どうもありがとうございました。その点につきましては、また後ほど事務局の方から、回答いただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは続きまして、竹内委員、どうぞよろしくお願いいたします。

◇ 竹内 委員

はい。おはようございます。竹内でございます。声は届いておりますでしょうか。

◇ 横山 分科会長

はい、届いております。よろしくお願いします。

◇ 竹内 委員

はい、ありがとうございます。御説明いただきまして、ありがとうございました。私からは2点申し上げたいというふうに思います。まずはこうした審議会の資料、ひいては国会に提出する法案の基礎の資料に誤りがあったということは非常に残念な、遺憾なことでございますし、再発防止が必要というようなところは、皆さんと同じ意見でございます。

ただ一方で、人間がやる限りですね、人間というのはミスをするというのが、前提というところであろうかと思えます。ミスをするなというようにも申し上げても詮の無いことというか、生産性の無いということになってしまう。こういった中で、やはり行政全体そうなのですが、デジタル化、こういったその統計の扱いにおける、そのデジタル化というようなところをですね、是非積極的に進めていただくこと。これが最大の再発防止になろうということだと思います。これは多分行政だけではなくて政治もそうですし、我々民間の中でもですね、データの取り扱いというところに残る、人の手の入る部分といったようなところを極力少なくしていくべきですし、仕事のやり方、プロセスを見直すということをお願いできればというふうに思います。これが1点目です。

2点目として申し上げたいのが、では、このデータが変わったことによって、我々が答申で、委員会でも議論してきた内容が変わるのか、ということです。我々は何を議論してきたのか、今回の法改正の、ある意味、フィロソフィーは何かといったようなところを考えた時にですね、私は昨日も

これまでの委員会の議事録等も見直しをしたのですけれども、皆様から出た意見は、大きく2つあったというふうに思います。1つは、保安人材の枯渇等の我々の社会環境の変化を踏まえれば、今の規制の在り方では、安全を最優先とは言っても、それがなかなか達成し得ないだろうという問題意識です。効率的な資源配分に変えなければいけないという点。もう1つが分散化の技術、まあ、例えば再生可能エネルギー等が入ってくることによってですね。分散型技術というのは、いろんなところに点在して、国民の身近に技術が置かれるということになりますので、今までの大規模集中型の技術の在り方とは異なる規制の在り方をしなければならないというような形で、今の規制の在り方というものが、社会技術の在り方と合わなくなってきたというようなフィロソフィーを議論していたのであって、こうした数、データの相違によって、その結論が左右されることはないというふうに、私自身も認識をしております。

この2点申し上げたいというふうに思います。私からは以上でございます。ありがとうございます。

◇ 横山 分科会長

はい、どうもありがとうございました。

それでは続きまして、島田委員、どうぞよろしく願いいたします。

◇ 島田 委員

はい、ありがとうございます。東芝の島田でございます。結論から申し上げまして、今回のミスによって、我々の議論の結論が変わるということはないと思っております。このデジタル化を進めなければ、こういったような情報の収集も困難になるわけでありまして、そういう意味においても、今回皆様が本当に一生懸命作ってくださったこの法案を、推薦したいと思っております。以上です。

◇ 横山 分科会長

はい。どうもありがとうございました。

それでは続きまして、菅原委員、どうぞよろしく願いいたします。

◇ 菅原 委員

ありがとうございます。今般の審議会資料内にデータの誤りがあった件については大変残念ですが、これまでの議論や報告書の結論を左右するものではないと判断し、変更する必要はないと考えます。改めて承認をさせていただきます。

◇ 横山 分科会長

はい、どうもありがとうございました。

それでは、次は伊藤委員ですね。どうぞよろしく願いいたします。

◇ 伊藤 委員

はい、伊藤でございます。よろしく願いいたします。今回の資料の訂正につきまして、内容を確認させていただきました。配布された資料の一部に誤りがあったことについては残念だったと考えております。したがって、今後同様のミスが生じなくなるように、再発防止策を講じていただきたいと思います、そのように存じます。例えば主にミスというのは、人為作業に伴って生じるケースが多い

ございますので、人為的な作業の削減、合理化につながるような、プロセスの改善が必要ではないかというふうに考えております。ただ、修正内容につきましては、これまでの議論に影響を及ぼすような本質的なものではございませんので、結論を変更する必要はないと考えております。これまでの小委員会、あるいは分科会の結論に沿った制度改正、法案審議が速やかに進むように期待したいと、そのように存じます。よろしく願いいたします。

◇ 横山 分科会長

はい。伊藤委員どうもありがとうございました。それでは続きまして、近藤委員、どうぞよろしく願いいたします。

◇ 近藤 委員

特別民間法人高圧ガス保安協会会長の近藤でございます。今回の制度見直しに関して申し上げたいと思います。私どもは、本分科会をはじめ、関係する小委員会において、これまで一貫して、安全を守るという一点から、十分な根拠をもとに、具体的な問題点についてきちんとした議論を重ねた上で制度見直しを進めるべき、ということを主張してまいりました。これにつきましては、私ども高圧ガス保安協会が、高圧ガス保安法に基づき、高圧ガスによる災害の防止を目的とする法人であることから、安全を前提とした専門的な議論を重ねるために主張してきたものでございます。この点、今回の制度見直しでは、当初私どもの主張が十分理解されなかったため、安全を確保する観点から具体的な問題点を多々指摘してまいりました。昨年11月以降12月の分科会に至る検討と報告書の中で、安全の確保及び向上を大前提として、相当程度、経済産業省が私どもの懸念を理解し、私どもの意見をしっかり取り入れていただいた結果、経済産業省と高圧ガス保安協会との間で、同じ方向を向いて検討を進める環境が整ったと考えております。具体的には、主として次の3点について制度の見直しがされたため、高圧ガス保安協会として当初から主張してきた安全の確保及び向上が達せられる制度となったと考えています。

まず1番に、認定の審査におきまして、当初は国のみが簡易な審査で認定を行うとしていたところでもございました。高圧ガス保安協会を含む有識者からなる審査会審査を行うことを原則とし、専門技術的観点からの確認が必要な場合には、高圧ガス保安協会等への調査依頼を行うことと改正をしていただきました。これによりまして専門技術的視点による審査が可能となり、安全の確保及び向上に繋がるものとなったところでございます。

2番目に、認定事業者の設備変更に係る許可等の手続きについて、当初は、許可を不要とするとしておりましたが、重要なものについては引き続き許可制度が維持されるとともに、事後においても立入検査等により安全を確保する仕組みを担保することとすることができました。

3番目に、認定事業者に対する法定講習や定期自主検査の義務につきまして、当初は、いずれも廃止とされておりましたが、法定講習の義務については内容を充実させた上で維持されることとなり、また定期自主検査につきましても事業者が自主的に同様の検査を実施する仕組みが実質的に確保された。この3点が改善された点だと思います。

今後の制度設計に当たりましては、何よりも安全を守るという点を優先をし、その制度が安全の確保及び向上につながるということについて全ての関係者が確信し、納得しつつ進めていただくことを期待しております。

こうした中で、今回の修正は、きちんとした議論を重ねるための前提となる事実に関する修正であるため、今後、このようなことがないように緊張感をもって対応していただくよう強くお願いをいたします。

私としては、これまでも経済産業省との間で同じ方向を向いて検討を進めており、今回の修正を踏まえても、これまでの審議会での私の意見のとおり、安全を守るという一点から、引き続き、同じ方向を向いて、産業保安の維持向上に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

◇ 横山 分科会長

はい、近藤委員どうもありがとうございました。

それでは続きまして、三上委員、どうぞよろしくお願いをいたします。

◇ 三上 委員

はい、ありがとうございます。三上でございます。

今回のデータの誤りですけれども、結論に影響を及ぼすような性質のものではないというふうに私も考えておりますので、審議会としての結論に変更は必要ないというふうに思っております。今回の誤りというのは、多分、データの転記の過程で起こった誤りだと思うのですが、そのプロセスをもう一度よく見直していただいて、誤りが再度起こらないというふうな工夫をですね、是非していただきたいというふうに思います。以上でございます。

◇ 横山 分科会長

はい、どうもありがとうございました。

それでは続きまして、白坂委員、どうぞよろしくお願いをいたします。

◇ 白坂 委員

はい、慶応大学の白坂です。今までの委員の方と同じで、今回のミスにつきましては、もちろん残念なことではございますけれども、結論に影響はないと思っております。改善策といいますか、再発防止なのですけれども、すぐにできないのかもしれませんが、安全もそうだと思いますが、日本というのは改善をずっとやってくる中で、今の延長上だけで、例えばそのチェックを重ねるとか、そういうものを、これまで我々はずっとやってきたわけです。しかし、やはり、単にそこで終わらずに、もちろん直すべきことは直すのですが、今回の件を失敗だと捉えるだけではなく、改善のチャンスだと捉えて、デジタル化をしてどうやっていくとか、この機会にやり方を、人のミスが入らないような形にするために、人がどう関わらないように持っていけるとか、少しこの先を目指した形での改善策といいますか、再発防止策というところに意識を置きながらやるのが良いのではないかなと思っております。人をたくさん付けて、何重にもチェックの仕組みを作るみたいなことはいくらでもできるのですけれども、そうではなく、我々は今デジタルの話をしているわけですから、我々自身もこのデジタルというものをもっと活用する。それによって起こしたくないことが起きない仕組みにしていく。まさに我々が議論しているようなことを、ここの委員会ということも、そういうことはできないかという視点で再発防止というものを考えていただければいいのではないかなと感じております。以上です。

◇ 横山 分科会長

はい、どうもありがとうございました。他のみなさんいかがでしょうか。

それではですね、ちょっと内山委員が接続不良で、直接お話しできないので、事務局に電話をしていただいて御発言ということですが、事務局の方は、準備はよろしいですか。それとも岩本委員へ、先に行きましようか。

◇ 事務局

事務局問題ございません。

◇ 横山 分科会長

はい、それでは、内山委員、どうぞよろしく願いいたします。

◇ 内山 委員

神奈川県の内山でございます。ちょっとパソコンの接続不良で大変申し訳ございません。今回、御訂正いただいた内容につきましては、法改正のある意味根幹に対する数字だったかと思えますし、私ども地方自治体といたしましても、こういった数字に関しましては、非常に重要に考えておりますので、このようなことが、2度とないようにと思えますけれども、今回このように改めていただきましたので、その点は受け止めております。また、数字によって法案自体が変わるような内容ではないというふうに理解をしておりますので、今後ともこの形で進めていただければというふうに考えております。以上です。

◇ 横山 分科会長

はい、内山委員。どうもありがとうございました。それでは続きまして岩本委員、どうぞよろしく願いいたします。

◇ 岩本 委員

はい、ありがとうございます。岩本です。ちょっと最初に、団体名変更について、お知らせさせていただいてもよろしいでしょうか。すみません。全地婦連の婦人を女性に変更しまして、本年70周年を記念して、全国女性団体連絡協議会と変更いたしました。よろしく申し上げます。

本件についてですが、この保安分科会で審議するにあたって、前提となるこの資料の数値が、間違っていたということなのですけれども、どうしてなのだろうとすごく色々ちょっと思ってしまったが、何よりも、今回このデータの誤りを見つけてくださった、詳しく調べてくださった先生方に感謝したいと思います。ありがとうございます。今後このようなミスが起きないような、仕組みづくりを作っていただくということですが、先ほど白坂委員さんがおっしゃったように、これを機に、本当に、より良い形に改善されていくことを願います。

本題なのですが、ここ近年グラフを見ると、認定事業者における法令違反の件数が、減少しているという事実は、変わらないということですので、安全を大前提に、私としましても結論の変更は必要といたしません。今後、認定要件を強化されて色々厳しくなるようでは思いますが、認定された事業者さんがモデルとなって業界を牽引して行っていただければいいなと思っております。それから何よりやっぱり、地域の住民の方が不安だと思います。川崎市は工場が多いので、化学物質の環境リスクコミュニケーションというのが、活発に行われているのですが、もっと

もっと視野の広いリスクコミュニケーションを実践していただいて、透明性、公平性、中立性を確保していただければと思います。以上です。

◇ 横山 分科会長

はい、どうもありがとうございました。それでは続きまして、河嶋委員、どうぞよろしく願いいたします。

◇ 河嶋 委員

はい、河嶋でございます。御説明ありがとうございました。私の意見も皆様と同様で、今回の訂正によって結論に変更が生じるものではないと考えております。

一点、今回の訂正資料で、補足説明として法令違反件数を事業所ベースだけでなく、法令違反件数ベースでも御提示いただきましたが、こちらを拝見しますと、一事業所でかなり多くの法令違反を発生させていることが見てとれます。認定後の監視体制の強化の重要性を改めて認識するとともに、この点は是非しっかりやっていただきたいと感じた次第です。以上でございます。

◇ 横山 分科会長

はい、どうもありがとうございました。それでは続きまして、首藤委員、どうぞよろしく願いいたします。

◇ 首藤 委員

ありがとうございます。社会安全研究所の首藤でございます。私も他の全ての委員の御意見のとおり、データに間違いがあったことは大変残念ではございますけれども、分科会の報告書の結論を変更する必要性はないというふうに考えております。また、こちらも他の委員の御意見と同様ですが、やはり今回のエラーの再発防止を、是非やっていただきたいと思います。

その上で私の専門とするヒューマンファクターの観点からしましても、人がエラーをしない、一番良い対策はそもそも人になるべくその作業をさせないことでございますので、できるだけこういった統計データを取ったりという作業を、なるべく人手を介する余地を減らすような形で、エラー対策を進めていただければと思います。以上でございます。

◇ 横山 分科会長

はい、どうもありがとうございました。

それでは他に、いかがでしょうか。まだ御発言のない委員の皆さんで御発言ありましたらよろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

はい、特に御意見がないようでございますので、本日、活発に御議論をいただきまして、どうもありがとうございました。

各委員、そうですね、オブザーバーの皆さん、何かございますか。すみません、オブザーバーのみなさんの御意見、もしありましたらよろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

特にございませんでしょうか。はい、すみませんでした。各委員の皆さんから、いただきました御意見に関しまして、事務局の方から、コメントがありましたらお願ひしたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

◇ 正田 保安課長

はい、本日は、本当に貴重な意見を賜りまして、ありがとうございます。

まず何より、複数の委員の皆様方から再発防止ということについて、しっかりするようにと、御言及をいただきました。

新井委員からは、再発防止に、最初の当初の私の説明で、言及がなかったのはどうかという御意見ございました。それから、竹内委員、白坂委員からは、デジタル化、作業のデジタル化というところについて、御指摘を賜りました。

同じ趣旨ではあろうかと思えますけれども、伊藤委員、それから、首藤委員から、人為的作業を、人手を介する作業というものをできるだけ減らすということが、こういった誤りの削減に繋がるのではないかと。これも、要約しますと、デジタル化ということになってまいるかと思えます。

我々といたしましても、白坂委員から、こういったものは改善のチャンスだという御指摘いただきましたが、当然、まず足元では、資料作成にあたって、担当部局、担当者任せにせず、複層的な確認作業を徹底するといったことは当然でございますが、デジタル化ということをよく考えて、再発防止をしっかり徹底させていただきたいというふうに思っております。

またそれ以外、再発防止以外でも、岩本委員から、特に地域住民の方々とのリスクコミュニケーションをはじめとした不安の払拭、安全の確保という点、御指摘を賜りました。

さらに、河嶋委員からは、法令違反というものが起こらないように、認定後もしっかり監視体制、行政において監視をしっかりして行くようにという御指摘がありましたので、国と地方公共団体、法律の執行機関でございますけれども、執行の組織にあるわけでございますけれども、監視体制を連携して、しっかり進めさせていただきたいというふうに思っています。重ねてでございますが、再発防止のところは、これから、徹底してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

◇ 横山 分科会長

はい、正田課長、どうもありがとうございました。

本日、冒頭に申し上げました、昨年12月の報告書の結論を変更する必要があるか、という点につきまして、最後に確認をさせていただきたいと思えます。先ほど事務局から説明のあった審議会資料の訂正内容を前提とした上で、報告書の結論について、異議はございますでしょうか。

(委員から異議の発言なし)

◇ 横山 分科会長

どうもありがとうございます。異議がないようでございますので、会を締めくくるにあたりまして、私より一言、発言をさせていただきます。

今回ですね、事務局から説明をいただきました審議会資料の訂正内容を前提といたしましても、昨年12月21日に、分科会として取りまとめました報告書の結論を変更する必要はないということを確認をいたしました。ありがとうございました。

昨今の産業保安を巡る環境変化を踏まえれば、報告書第2章に記載されています内容の制度化を、早急に進めることを、引き続き期待をしたいというふうに思っております。

一方で、審議の前提となる審議会資料、特に法令違反、重大事故という基礎的な事実関係の数字に誤りがあったことは誠に遺憾であり、今後、このようなことが繰り返されることのないように、

分科会として、再発防止を徹底することを、事務局に求めたいというふうに思います。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、最後に、太田技術総括・保安審議官から、何か御発言ございますでしょうか。

◇ 太田 技術総括・保安審議官

はい。本日は突然の開催にもかかわらず、活発に御議論いただきまして、誠にありがとうございます。改めて御礼申し上げます。ありがとうございます。

分科会長からの御発言のとおり、再発防止、しっかりとやっていきたいと考えてございます。

引き続き、どうぞ、委員の皆様方、引き続き御指導のほど、よろしくお願ひいたします。

◇ 横山 分科会長

はい、どうもありがとうございます。それでは、これをもちまして、分科会を閉会にしたいと思ひます。活発に御議論いただきまして、どうもありがとうございます。

事務局の方から何かありましたらお願ひします。ミュートになっています。

◇ 正田 保安課長

はい、本日は御参加いただき、誠にありがとうございます。Teamsの赤の電話ボタンを押して御退出いただきますよう、よろしくお願ひいたします。本日は大変ありがとうございます。また、大変申し訳ございませんでした。

——了——

お問合わせ先：

産業保安グループ 保安課

電話：03-3501-8628

FAX：03-3501-2357